

ミャンマーの投資制度-技術・工業および知的財産権供与に関わる制度

ミャンマーでは、知的財産権保護に係る法律は、1914年に制定されたミャンマー著作権法のみが存在する。しかし、唯一存在する著作権法も、長く改正されていないため内容が実態に追いつかなくなっている。特許法も1914年に制定されたが、1945年に廃止されている（1946年にEmergency Lawが制定されたが、92年に廃止）。

このような中、ミャンマーはWTO（World Trade Organization）加盟国であるため、TRIPSルールにより、各加盟国は2006年12月1日までに各種知財関連法の整備が求められていたが、ミャンマーを含むLCD（Least Developed Country）諸国は2013年7月1日までの猶予期間が認められていた。しかしながら、2013年6月11日にWTOは猶予期間を2021年7月1日まで延期することを決定した。尤も、ミャンマー政府も知的財産権に関する法整備の必要性は認識しており、既に各種知的財産関連法のドラフトは作成されている模様であるが、成立時期は未定である。

知的財産権保護に関する法律の整備状況は上記のとおりであるが、商標（Trade Mark）については、登録法に基づき、登録室（Registration office）において商標を登録し、新聞等で公告することにより、商標の侵害があった場合に、一定の保護が与えられる。また、刑法上、商標を侵害した者に対する刑罰も規定されている。特許及び意匠についても、商標と同様に、登録法に基づき、登録室において特許及び意匠を登録し、新聞等で公告することにより、特許及び意匠の侵害があった場合に、一定の保護が与えられる。